

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

玉名市の全人口は62,100人(2025年3月末現在、玉名市住民基本台帳)であり、その内訳は生産年齢人口(15-64歳)が32,523人(約52.3%)、65歳以上が22,279人(約35.8%)である。これは10年前(2015年)に比べて生産年齢人口が6,063人減少し、逆に老年人口が1,485人増加したことから、少子高齢化が顕著に表れている。

市内総生産は1,627億円(2022年度、熊本県市町村民経済計算報告書)であり、経済成長率は-0.7%、熊本県内で第9位である。その内訳は保健衛生・社会事業が280億円と最も多く、次いで不動産業が179億円、卸売・小売業が155億円である。一方、域外から所得を獲得している農業の純移輸出は減少している。

市内全産業の事業者数は2,448事業所(令和3年経済センサス活動調査結果)であり、令和7年2月末現在のハローワーク玉名の有効求人倍率は1.18である。製造業をはじめとする中小企業では、人材の確保に苦慮しており、人手不足等の課題に直面している。

このような状況の中で、新たな工業団地の造成に伴う企業誘致活動や、高校と連携した労働力確保事業、新規創業支援、商店会イベント助成などの独自の取り組みを行ってきた。また、本市の基幹産業である農業分野では、農業者の経営を継承する新規就農者に対し、補助金等の支援措置を行っている。さらに、起業家や中小商工業者に対しては創業支援や各種支援制度を通じて、後継者確保や雇用創出を促進している。一方で、急激な経済環境の変化に対応するため、市内中小企業の生産性の向上を促し、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、玉名市に残りたい、働きたい、そして地域に必要とされる事業がしっかりと残っていく状況を作り出すことが喫緊の課題となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなり、熊本県北地域の中核都市としてさらに経済発展していくことを目指す。それを実現するための目標として、計画期間中に、15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

玉名市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐にわたり、多様な業種が玉名市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

玉名市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

玉名市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が玉名市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は2年間(令和7年7月3日から令和9年7月2日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備については、雇用の創出や市内産業への経済波及効果等の観点から、工場や事業所等が発電電力を自己の生

産・販売等に供するために設置するものを認定対象とし、景観や自然環境の保全に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。